

利根町制施行70周年記念事業実施方針

1. 趣旨及び目的

利根町は、令和7年1月1日に、町制施行70周年を迎えます。これまでの利根町を振り返り、先人の労苦と業績に感謝するとともに、この記念すべき日を節目として、将来に向かって、夢と希望あふれる利根町の更なる飛躍への糸口となるような記念事業を実施します。

この記念事業の目的は、利根町の良さと魅力を効果的に発信し、町民の皆様への愛着感の高揚を図るとともに、町内外に対しても町の認知度、好感度を高め、定住あるいは交流の地としての定着を促進し、また、提案や参加などの参画を通じて、町民との協働によるまちづくりを推進するものとします。

2. 基本方針

記念事業は、厳しい財政状況のなか、創意工夫により簡素であることを基本に、町民と協働して全町的に取り組むもので、今後の町の活性化や町の更なる飛躍が期待でき、強いては町民の心に残る次のような事業を展開するものとします。

- (1) 利根町の魅力を再発見又は創造し、町内外に効果的に発信できる事業
- (2) より工夫を凝らし、郷土への誇りと愛着が深まる事業
- (3) 70周年を契機に、定住あるいは交流の地としての定着が期待できる事業

3. 事業構成

町制施行70周年記念事業は、「町企画事業及び町民等企画事業」「広報事業」で構成します。

(1) 町企画事業及び町民等企画事業

70周年を記念した事業であり、基本方針に合致した事業とします。

- ・70周年記念式典
- ・町民や企業、各種関係団体等と協働する町企画事業
- ・町民や企業、各種関係団体等が自ら企画・立案し実施する自主的な企画事業で、町長が認める事業（協賛事業）
- ・町の既存事業、町民や企業、各種団体等が実施している既存事業に「利根町制施行70周年記念」の表示、ロゴマークの使用を認める冠事業

(2) 広報事業

ポスター及びチラシなどの印刷物や、各種媒体を使った積極的な広報活動を展開します。ロゴマークを各種事業に活用することで、町制施行70周年の機運醸成に努めるものとします。

4. 実施期間

記念事業は、町制施行70周年の記念日である、令和7年1月1日を含む令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間を基本とし、各種事業を展開します。

5. 推進体制

利根町制施行70周年記念事業を総合的に検討し、実施するため庁内にプロジェクトチームを設置します。このプロジェクトチームは、総務課、政策企画課、財政課、まち未来創造課、生涯学習課の課長及び課長補佐で構成し、記念事業の企画、調整及び実施に関すること、その他記念事業の実施にあたって必要な事項について協議、調整を行います。

6. その他

・総務課（事務局）の役割

町全体の事業を把握するとともに、式典開催や自課の記念事業、その他事業を進めるうえでの共通基本事項となる業務を行います。また、町民等提案型の町主催事業の公募とその取りまとめ、町民や町民団体による協賛事業の申請、承認事務などを行います。更には、広報啓発支援活動や全体の実施状況の把握などの記録整理を行うとともに、70周年記念事業の事務局として庶務を行います。

・政策企画課の役割

事業企画書の取りまとめを行い、決定された事業の調整を行います。

・事業所管課の役割

町主催の記念事業（冠事業を含む）の実施にあたっては、所管課が主体となり実施しますが、関係団体との調整が必要な場合は、事業の趣旨や内容を十分協議のうえ、事業所管課の責任において記念事業を推進するものとします。

・協賛事業の取扱い

申請等の手続きについては、町の後援申請に準じます。

実施期間に町内の団体等が実施し、町が共催・後援する事業のうち、利根町制施行70周年記念事業実施方針の趣旨に賛同いただける場合は、「利根町制施行70周年記念」名義及びロゴマークを使用することができます。

また、広報とね及び町公式ホームページへの掲載、のぼり旗の貸し出しを行います。